

参議院法務委員会會議録第十四号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)午前
十一時一分開会

委員の異動

四月五日委員追水久常君及び栗山良夫君
君辞任につき、その補欠として井上知
治君及び小酒井義男君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 米治君
理事 棚橋 小虎君

委員

青山 正一君
大谷 淳一君
田中 啓一君
吉野 信次君
岡田 宗司君
河合 義一君
小酒井義男君
後藤 文夫君

委員外議員

高瀬莊太郎君

政府委員

法務政務次官 松平 勇雄君
法務省民事局長 村上 朝一君

事務局側

常任委員 西村 高兄君
会専門員

説明員

法務省刑事局参事官 高橋 勝好君

本日の会議に付した案件
○恩赦法の一部を改正する法律案(高

瀬莊太郎君外四名発議)
○国際海上物品運送法案(内閣送付、
予備審査)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
の件
(被疑者補償に関する件)

○委員長(山本米治君) これより本日
の会議を開きます。

委員の異動について御報告いたしま
す。四月四日付をもって小酒井義男君
が辞任せられ、栗山良夫君が補欠選任
せられました。また、四月五日付をもつ
て追水久常君及び栗山良夫君が辞任せ
られ、井上知治君及び小酒井義男君が
それぞれ補欠選任せられました。

○委員長(山本米治君) まず、恩赦法
の一部を改正する法律案を議題といた
します。提案者から提案理由の説明を
求めます。

○委員外議員(高瀬莊太郎君) ただい
ま議題となりました恩赦法の一部を改
正する法律案の提案理由を御説明いた
します。

恩赦は、沿革的には、君主の恩恵を
その出発点としておりますが、今日に
おきましては、恩赦は、むしろ法の画
一性に基づく欠陥の矯正及び有罪の言い
渡しを受けた者に対する刑事政策的な
裁判の変更等とその重点がおかれてお
り、憲法がその恩赦決定の権限を行政
権の主体たる内閣に属せしめておりま
すことは、皆様もよく御存じのところ
であります。

この恩赦には、政令により罪もしくは
は刑の種類を限りあるいは一定の条件
を定めて一般的に行ういわゆる政令恩
赦と、個々の者を対象として行ういわ
ゆる個別的恩赦とがあり、そのうち政
令恩赦は、個別的恩赦とは異なり、国
家の慶事、社会事情の変化等があった
場合に行われるものであります。従い
ましてこの政令恩赦を決定するに当り
ましては、個別的恩赦に比して一そう
慎重であり、かつ、適正であることも
に、国民主権下の今日におきまして
は、常に公正な世論を基礎としてい
なければならぬのであります。

本法律案は、右の主旨に基き、内閣
に諮問機関として恩赦審議会を設け、
内閣は、大赦または政令による減刑も
しくは復権の決定をすることの可否及
びこれらの恩赦の内容に関する事項を
あらかじめ恩赦審議会に諮問しなけれ
ばならないとしたのであります。

恩赦審議会の構成につきましては、
政令恩赦が社会一般に及ぼす影響の重
大性にかんがみまして、国民全体の立
場から代表的地位にある者のうち、恩
赦に關係ある国家机关の最高の地位に
ある者として両院議長、法務大臣、最
高裁判所長官、検事総長と国民の人權
を擁護する地位の代表者として日本弁
護士連合会会長及び世論を反映する良
識ある者として日本学術会議会長の七
人の委員をもって組織することにいた
しました。

以上が本法律案の要旨であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御

可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本米治君) 本案に関する
審査は、本日はこの程度にとどめま
す。

○委員長(山本米治君) 次に、国際海
上物品運送法案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を求めま
す。
○政府委員(松平勇雄君) 国際海上物
品運送法案について提案の理由を説明
いたします。

この法律案は、一九二四年八月二十
五日ブラッセルで署名された船舶証券
に関するある規則の統一のための国際
条約の批准に伴い、これを国内法とし
て立法化しようとするものでありま
す。この条約は、国際的海上運送にお
ける船主と荷主との利益を調整するた
め船舶証券に関する各国法制の統一を
はかることを目的とするものでありま
すが、一九三〇年ベルギーの批准以
来、世界主要国の大部分が批准または
加入いたしました。今日では、国際的
海上物品運送契約は、おおむね、この
条約に基いて締結されている実情にあ
ります。ところが、わが国は、条約
に比しまして、重い責任を運送人に負
わせ、しかも、その責任を軽減する特
約を禁止しておりますので、わが国の
海運業者は、戦後海運業の復興に伴
い、国際競争上不利な立場にあるので
あります。そこで、さきに東京商工会
議所等から法務大臣あて、この条約を

批准して立法化すべき旨の要望があつ
たのであります。また、法制審議会におき
ましてこの要望に基き、さしあた
り、国際的海上物品運送につき、特別
法制定の必要を認め、その部分につき
本年二月十二日その答申を見たのであ
ります。

この法律案は、右に申し述べました
法制審議会の答申を基礎として立案し
たものであります。
この法律案は、条約の通り、海
上運送人の責任を軽減することと船舶
証券に関する関係人の利害を調整する
ことを主眼としております。

まず、海上運送人の責任を軽減する
につきましては、第一に、船舶の航海
に堪える能力を保持する責任が、従来
無過失責任であったものを、過失責任
に改め、第二に、船長その他運送人の
使用する者の航行または船舶の取扱
いに関する行為等による運送品の損害に
ついては、賠償の責めを負わないもの
とし、第三に、海上その他可航水域に
特有の危険、天災その他の事故による
運送品の損害について、立証を容易な
らしめ、第四に、運送品の損害につ
いては、原則として、一包または一単位
につき、十万円を限度としてのみ賠償
責任を負うこととしたしました。な
お、これに伴い荷受人の利益を保護す
る規定も設けたのであります。

船舶証券に関する関係人の利害の調
整につきましては、船舶証券に運送品
の種類及び数量を記載するについて
は、一面において、荷送人に書面によ

る通告を正確にしなければならぬ責任を負わせ、他面において、運送人は、その通告が正確でないに信すべき正当の事由がある場合またはその通告が正確であることを確認する適當な方法がない場合は、その通告に従って記載しなければならぬものとす、その通告が正確であることを確認することについて注意を怠つて、船荷証券に事実と異なる記載をした場合には、善意の船荷証券所持人に対抗することができないものとしたとして、船荷証券の信用を高め、その流通を容易ならしめようとするものであります。なお、荷送人の便宜を考慮して、運送品の船積み前においても、受取船荷証券を交付することができるようにしたしました。

以上述べましたところは、条約の定める通りであります。条約につきましては、別途本国会におきまして、その批准について御審議をお願いしてございします。その条約の実施のため、この法律案を用意した次第であります。

以上が、この法律案の提案理由の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(山本米治君) 次に、補足説明を聴取したいと存じます。

○政府委員(村上新一君) この法律案は、ただいま提案理由の冒頭にあげてありましたが、一九二四年ブラッセルで署名された船荷証券に関する規則の統一のための国際条約の批准に伴ひまして、その国内立法措置として提案されました関係上、内容ほとんど条約と同一内容でございます。従いまして、この条約ができるに至りま

した経緯につきまして簡単に御説明申し上げて御参考供したいと存じます。

欧米におきましては十九世紀の初めごろから海上運送が非常に発達いたしまして、激しい国際競争を展開するに至つたのであります。それに伴ひまして、海上運送に関する免責約款、すなわち荷主の損害に対し船主が責任を免れるの特約をつけることが著しく発達いたしまして、かつ複雑となつて参つたのであります。当時、荷主は免責約款が多くなつて、従つて船主の責任が軽くなれば、運送賃も勢い安くて済むといふことで、荷主側も当初はそれを歓迎したわけでありました。そういう関係から、船主は就つて免責約款を拡張して参りまして、船主に不利な判決がありまして、最後に不当な免責約款の拡張のために、船主は運送賃を受け取るほか、何ら義務を負わなかつたという皮肉な批評まで受けるような状況になつたのであります。

その結果、荷主側の不満もようやく増加して参りまして、免責約款禁止の呼声が高まると、世界的な世論となり、まず、当時荷主国でありましたアメリカ合衆国及びカナダ、オーストラリアその他のイギリスの属領諸国が免責約款禁止の立法をするようになったのであります。当時最大の船主国でありましたイギリス本國は、初めはかような免責約款の制限につきましては冷淡であつたのであります。第一次世界大戦後、属領諸国との政治的融和をはかるために、免責約款禁止立法の必要を感ずるに至りまして、その準備に着手したわけでありました。

しかし、この種の立法は、一国のみでは自國の船主に不利をこうむることになりますので、条約によつて世界的な統一法を実現する必要があるといふことで、国際法学会では一九二一年ロンドン及びハーグにおいて会議を開き、統一法の草案を作成し、その採用を各国に勧告したのであります。これをハーグ・ルールスと呼んでおりますが、このハーグ・ルールスは、これを採用するといふのは各国の任意とされ、おりましたので、世界的統一法といふ効果は上げ得なかつたのであります。

そこで、一九二二年ロンドンで開かれた国際海法會議におきまして、英米の賛成を得る可能性のある条約草案を作成し、その案をブラッセルにおいて開かれた外交會議に提出したのであります。ブラッセルの外交會議は、同年及びその翌年の二回にわたつて審議の結果、ロンドン草案に基きこの条約案を作成し、一九二四年多数の國が署名したわけでありました。当時の署名國は、この資料としてお配りしてございます。条約の冒頭にあげてあります諸國であります。ほとんど大部分の國がすでにこの条約に加入し、条約と同様の内容の国内法を作つておるわけでございます。

条約は、このような経緯によつて成立いたしましたので、その主眼とするところは、当時著しく行き過ぎになつておりました免責約款を制限し、船主の責任を強化することによつて荷主の利益を保護しようといふところにあつたといふことができるのであります。次に、日本の商法とこの条約との関

係につきまして申し上げますと、現行商法の中の第四編——海商編は、明治四十三年の改正の際にできたものであります。これは一八八八年のブラッセルにおける国際海法會議の草案にならつて改正されたものであります。この一八八八年の草案といふのは、免責約款禁止をめぐつて船主と荷主との間の抗争の激しい時代に作成されたものであり、船主にとって不利でありましたために、多くの國はこれを採用しなかつたのであります。日本以外の國においてこれを国内法としてそのまま採用した國はなかつたのであります。従いまして、日本の商法は当時といたしてできたのでありますけれども、その後、先ほど申し上げましたようにないきさつで条約ができましたので、船主にとりましては、日本の商法の方が著しく不利でありまして、この条約に加入することが船主国であつた諸外國にとりましては、船主に不利であるとしておるにもかかわらず、わが國にかへつて船主に有利であるといふような結果になるのであります。

一九二四年に署名されましたこの条約について、従来わが國のとなつて参りました態度について申し上げますと、この条約は、署名されましたのは一九二四年でありましたけれども、効力が発生しましたのは一九三一年、すなわち昭和六年であります。当時わが國におきましては、司法省にそのころ設けられておりました法制審議會で商法の全面改正を審議中でありました。この審議會では、条約を検討の結果、海上運送に関する商法の規定はこの条約によ

るべきであるという結論に達しました。昭和十年に「商法 商行為編」及「海商編改正ノ要綱」の中にこれを一項目として掲げたわけでありましたが、この要綱の立法化は、戦争のために中断されました。今日まで実現されなかつたのであります。終戦後、法務省に新たに設けられました法制審議會の商法部会におきまして、最初に議題となりましたのは、先年行われまして株式會社法の改正の問題と、この条約を採用すべきかどうかといふ問題であつたのであります。

この条約に加入することについての各界の意見を御紹介申し上げますと、海運業者は、すみやかにこの条約を批准して立法化することを切望いたしております。第一に、この条約は、右に申し上げましたような事情によりまして、海上運送人の責任を、現行商法よりも軽減するものであり、第二に、わが國の商法に理解のない外國人を相手とする取引にありましては、条約と違つた内容の日本商法に準拠して取引するよりも、条約と同じ内容の商法に準拠して取引する方が便利であるといふ理由によりまして、國際的な海上運送にありましては、わが國の業者は、現に条約または条約を採用する外國法に準拠して契約を締結し、免責約款を設けておりますのが通例でございます。ところが条約による免責約款が、日本の商法によれば、無効と解される場合があるために、取引上しばしば苦境に立ち、國際競争上不利な立場にあつたのであります。戦後國際競争に参加して海運業の復興を急ぐにつれて、すみやかにこの条約の批准を要望しておるわけでございます。一方

荷主側でありますところの貿易業者は、船主の責任を軽くすること自体については必ずしも歓迎しないわけであり、諸外国の海運業者の負う責任よりも重い責任をわが国の海運業者に要求し、この条約の批准に反対する意向はないのであります。のみならず、この条約は必ずしも荷主に不利な面ばかりとは限らないのであります。たとえば船荷証券につきましては、日本の商法に準拠するよりも、条約に準拠する方が外国の信用を招き、取引上便利であるというところから、この条約の批准はむしろ望ましいものとされてゐるのであります。海上保険業者は、この点荷主側と同様の立場に立つ關係上、この条約の批准及び国内立法につきましても貿易業者とほぼ同様の意見でございまして、この条約への加入に反対する意向はございません。

この法律案は、これを法制審議会で取り上げました発端は、東京商工会議所の要望に基くものであります。商工会議所では、海運業、貿易業、保険業の各界の代表者に学識経験者を加えて条約を詳細に検討し、各界一致の意見をもつて要望して参つたのであります。法務省におきましても、別途各界の意見を聞きまして、法制審議会の答申を得て、この法律案を提案するに至つた次第であります。

○委員長(山本米治君) 本案に関する質疑は次回に譲ります。

○委員長(山本米治君) 次に、檢察及び裁判の運営等に関する調査といたしまして、被疑者補償に関する件を議題といたします。

これにつきましては、去る四月十二日に法務省訓令被疑者補償規程が出ておりますので、本件につきましても、今国会に提出予定法律案となつております。関係もありませんので、この際、経過及び内容等について、法務省当局から説明を聴取いたします。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお話の被疑者補償規程の実施につきまして、その経過と規程の内容の概略を申し上げます。

刑事被告人といたしましては、身体拘束を受けた者が、裁判において無罪の言い渡しを受けた場合には、刑事補償法によつて補償を受けることができます。ことになつてゐるのであります。檢察官の手元で不起訴になり、裁判を受けるに至らなかつた場合には、たとえ別に真犯人が現れる等、その場合が無実であることが明らかとなつた場合におきましても、このような者に對しましては補償する方法がなかつたのでございまして、最近このうゑの毒な人に対しては補償の道を開くべきである、こういうふうな氣運が、国会方面を中心とした場合には、かつて参り、去る第二十四国会には、衆議院議員武蔵運十郎氏ほか数氏より関係法案の提出の次第もございまして、法務省といたしましては、その趣旨に賛同し、その実現に努力してきたのでございまして、諸般の事情から、昭和三十三年度予算中、被疑者に対する刑事補償金として相当金額の計上を得ましたので、去る四月十二日、法務大臣訓令をもつて、世界でも類例の少ない被疑者補償規程を制定施行し、四月一日以降の拘束に運用することにしたのでございまして。

この規程による補償は、被疑者の身体を拘束して捜査した後、別に真犯人が発見された場合、その他その者が無実であることが判明した場合において、無罪の言い渡しを受けた被告人に對すると同様、一日四百円以下の割合による補償金を交付して、本人の受けた精神上の苦痛と財産上の損失を補ひ、なお本人から申し立てがあつた場合には、官報あるいは新聞紙に公示して、傷つけられた本人の名誉を回復しようとするものでございまして。刑事被告人に對する補償は、本人等の裁判上の請求により行われることになつてゐるのでございまして、この規程におきましては、檢察官に對して本人から申し立てがあつた場合はもとより、たとえ本人からの申し立てがございせんでも、補償をするに適當と認められた場合には、事件を捜査してその内容を詳しく知つてゐる檢察官が進んで調査を開始し、具体的事情に應じて最も適切かつ合理的に補償の要否及びその額を定めることにいたしてゐる点に大きな特色を持つておるわけにございまして。

なお、地方檢察庁がいたしました補償の裁定につきましては、高等檢察庁に請訓され、十分監督されるはずでありまして、その公正なる運用を期してゐる次第でございまして。

この被疑者補償規程によりまして、最近ときどき問題になりますような氣の毒な被疑者に對しては、その補償の道が開けた、こういうことになるわけにございまして。

なお、こまかい点は御質問がございまして、それによつてお答えすることにしたしたいと思います。

○委員長(山本米治君) 質問のある方は順次御發言を願います。

私から一つ御質問いたしますが、この補償に関する予算的裏づけといひますか、どういふふうな……

○説明員(高橋勝好君) 四月一日から施行になりました三十三年度予算に刑事補償金という費目が新たに設けられてまして、百万円計上されておるのであります。

○委員長(山本米治君) さらにお尋ねしますが、百万円というときわめてわずかな金額のように思えますが、それでもつてこの補償を満足させることが出来るか、その件数の見込み等について……

○説明員(高橋勝好君) ただいまのお尋ねの件につきましてお答えを申し上げます。昭和三十一年度におきまして、被疑者として逮捕または拘禁、抑留された者であつて、しかも罪とならず、あるいは嫌疑なし、もしくは心身喪失といふことで不起訴になつておる者、その数字を、これは克明に調査してございまして、それによりまして、罪とならずとして不起訴になつてゐる者が百件、百人、それから嫌疑なしとして不起訴になつておる者が四千九百五十六件、約五千人、それから心身喪失を理由として不起訴になつておる者が約百件、そうしますと、五千二百件、これだけが一般被疑者補償の対象になるものでございまして。けれども、このすべてのものにつきまして被疑者補償が行われるわけではございせん、現在行われております刑事補償法の運用の実際に見ましても、おそれるうちの約一割くらいのもものが請求してくるのではないかと、そうし

ますと、年間約六百件くらい、六百くらいを考へれば、ほほまかなえるのじゃないか、こう考へられます。そして、またこの抑留または拘禁された被疑者の平均抑留日数は十一・五日ほどになります。これ約十二日でございます。そうしますと、一日四百円以下の補償をいたしますと、平均いたしますと二千円ないし四千円、結局平均すれば三千円くらいを見ればいいことになるわけにございまして。一人三千円で六百人全体について補償を請求したと、こう見ますと、年間百八十万円、こういう計算になります。今のところ、先ほど申し上げましたように、百万円の計上があります。もしこれが不足した場合には、さらにこれは補充費を請求できるかどうか、大蔵当局と今交渉中でございまして。

○岡田宗司君 ただいまのお話によりますと、まあ五、六千件あるわけですね。それで、そのうちの二割は請求するだらうと、それが大体十二日だけども、一件について平均三千円であるとして、その計算でいくとまあ百八十万円必要なんだが、百万円しかない、こういうことなんだですね。ところで、その五、六千件あるうちで約一割ということなんで、これは一体そのあとの九割の人たちは、これは知らないで請求をしないのかどうか。おむね知らない方が多いのだらうと思ひますが、これは知らしめる方法をとるのですか、とらないのですか、知らしめてこれが五割、六割請求してくることにすれば、あるいは全部請求してきたら、こんな予算では問題にならぬ。それで、これは知らしめな

い方法をとっておくのですか、それとも知らしめるのか、これはどちらなんですか。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの五、六千件のうち、私が約一割が請求すると申しますか、一割について補償する、こう申し上げましたのは、この大部分の数字でありまして、この不起诉裁定の嫌疑なしと申しますのは、刑事訴訟法二百四十八条に申しますように、有罪の裁判を受ける程度の嫌疑がないという、真実もうほんとに無実だという場合と、いや相当の嫌疑はあるんだ、嫌疑があるんだけれども起訴して有罪の判決を得るにはどうもちょっと証拠が不足するという場合を含んでおりまして、ほんとうに嫌疑なしというのがそのうちの約一割でございます。他の九割は形式証拠はある、あるいはある程度相当程度の証拠はあるけれども、果して有罪の裁判が得られるかどうかかわからない、こういう場合を、この検査の実際におきましては、嫌疑なしとして処分しているわけでございます。そうしますと、この嫌疑なしのすべてが刑事補償法の被疑者補償の対象になるわけではなくて、そのうちのやはり約一割というものを検査官は進んで自発的に刑事補償をする、こういうふうな考えでございます。大体において間違いないものと、こう考えられる次第でございます。

それから第二点の、これを一般国民に知らしめるような手を打つかどうか、このお尋ねでございますが、これは先日大臣談話を発表しまして国民に周知徹底を、まあできるだけのことをいたしますと同時に、先ほど申し上げましたように、この被疑者補償は検査官が進んで職権で、もちろん申し立てがあつた場合には、その申し立ては十分考慮いたしますが、建前としては、検査官が進んでやることになつておりますので、捜査した監督官庁においてこれは当然補償すべきだ、こう考えた場合には、本人の申し立てがあらうとなかろうと、結果については差異がないことにならざるわけでございます。そういたしますと、広く知らしめることはもちろん必要でございますけれども、必ずしも国民が知らないために、本来もたらせる補償をしえなかつたというふうなことは万々ないように、気をつけて運用することとなつておりますので、周知徹底の点は、知るにこしたことはございませんが、またその努力もいたすつもりでございますけれども、それがいいからといって、特に支障は来たさな、こういうふうな考えております。

○岡田宗司君 ちよつと私はどうもおかしなところがある、まあ検査庁でもって引っぱりますね。これはまあ何か怪しいなと思うから引っぱり。それで、どう調べてもこれは何も出てこないというので釈放して、そして全然何もないうことになつて、まあ仕方がないからその補償をしてやるということになる。ところが引っぱり出すから何か嫌疑があるに違いないという見込みで引っぱり出すんですよ。で、引っぱり出してみたら全然何にもないということ、何べんも非常に多く繰り返されるということになる、これは引っぱり過ぎたということになる。そこで、今のようなお話だというと、検査庁側の方で、検事の方でもって、いやこれは罪にすることはできないのだけれども、これはどうも怪しい点があつたのだ、まあ裁判に移さぬまでも怪しい点があつたのだと言へば、引っぱり出すのはみんなとにかく刑事補償をしないので済むということになる。これは弁護士や本人から申し立てて、いやそう言うけれどもおれの方は何もそう言うあれはなかったのだと言つても、聞かれない、聞かれないことになると、これは検査庁側の方でやろうと思へばこれはゼロにすることができると。よほど社会の問題にでもなれば、よほど検査庁の方で、これは全然嫌疑がないのだというので補償する、という判定と、それから片方側の、被疑者自身なりあるいは弁護士なりと、ずいぶん意見が食い違ふと思うのですよ。そういう場合にどうするのです。誰が判定するのです。

○説明員(高橋勝好君) ただいまお尋ねの件は、まことにちよつともなことを思います。しかし、この点は私たちがあくまで公正な態度をもつてこの規定の運用に当る。率直に申し上げる、ということ、行いがかりにとられることとなく、この規定の精神をつかんで、それによつて運用していく。御指摘のようにその捜査に従事した検査官が、自分の見込みが違つておるといふことで補償することの決定をするのは苦しいように受け取れますけれども、しかし、この場合におきましては、当該検査官が補償の調査をするわけではございませんで、検事正において、あるいは

は検事正が適当と認める者を指名しまして、その者がいろいろ補償すべきかしないかについて調査に当る。もちろんそういう場合におきまして、捜査に従事した主任検査官の意見を聞くことは、これは当然でございますけれども、しかしながら、あくまでも公正な立場で判断していく。さらにこれをより公正に、公正さを担保する意味におきまして、すべてこれについての意見は検事長に請訓いたしまして、検事長の判断も仰いで、その上で決定すると、こういうことにしておきます。で、内部的には、ただいま御懸念のようなことはできるだけ避ける。間違ひなく公正な態度で臨む。こういうふうな手当をしてございまして、はほ目的は達せられるんじゃないか、こう考えております。

○岡田宗司君 どうも先ほど公正な立場とか正義に基いてとか言うけれども、これはなかなかそううまく……、あなたのような人間のことですから、あなたの言うようなわけにはいかないのですよ。非常に峻厳な検事がいまして、成績を上げるために相当過酷にやると。ところがどうも思ったのと違つて、だいたい見込み違ひをやつちやつた、十人あげてみたら八人まで一向問題にならなかつた、こういうような場合にです。どうも十人あげてみて、八人問題にならないんじや、これはまた検事の腕前としても問題にならぬ。こういうことになつてくるから、まあ二人くらいはこれは見込み違ひだといふことにして、あとは起訴するに至らないけれども、何かあつたのだといふことになれば、このあつたの六人の人といふものは、本来ならば補償を受

けるべきものが、その検事の主観によつて、あるいは検事が自分のなにを取りつこううために、そういうふうにしてしまへば、ばかげたことになる、そういうことになるでしょう。そういうことは、人間のことですから起り得ることです。よ。なかなか検事さんといふものは、そういう点ではしろうとよりいろいろな理屈もつけるのだから、そういうことはわけないので、従つてそういうふうな人の申請に基いて検事正がいろいろ調べるというのは、それは検事の方からの申請がなければやらないのだから、そういう被疑者の方は、本来ならば結局この刑事補償をしてもらへるのに、検事がそういう立場から自分の方の不利なところがある見込み違ひなりをどうもおおひ隠したいという場合には、これはちつと怪しいところもあつたのだということにすれば、こんなことは申請しないで済む、そういうことが起り得ると私は思うのですが、これはたとえば被疑者なり、それからあるいは弁護士の方から、起訴されない場合にこういうもの請求をして、すぐどこかで、検事の方のやり方が悪かつたかよかつたか、それについてちゃんと調べて、そうして補償するのならば話がわかるけれども、そうでない場合にはあなた、検事さんが皆公正受当であらばいいんな問題に起るはずはないのですよ、そうでしょう。あなたの言うような公平な人ばかり、神様みたいな人ばかりいますか、まずそこからお伺いしましょう。検事が神様みたいな人ばかりかどうか。

○説明員(高橋勝好君) ただいま岡田委員のお尋ねの点、私は二つの点で今

の御懸念がある程度防げるとこう考え
ております。

まず第一点は、被疑者補償規程の運用に当る者は、当該捜査を担当したところの検察官ではなくて、別の検察官が指定されるということでございます。もちろん捜査検察官が捜査をいたしたその結果は、必ず調書に出てきておるはずでございます。その一件記録をはかの検察官が克明に調査する、そういたしますと、口頭ではいかほど言いつくろう機会があるといいたしまして、書面にそれは現われていないけれども、これは何ともならないことでございしますので、書面は、もちろん聞き取り書にしましてその他のものにしまして、関係者の署名捺印はついているものが普通でございますので、そういうものによって立証されなければ、これにはこの程度の嫌疑があったのだというふうなことは、なかなかその担当検察官の了承を得られないわけでございます。

それから第二点は、検察官が捜査を遂行するに当たりまして、たとえば嫌疑がなし、罪とはならず、こういうような理由で不起訴裁定をいたしますと先に、必ず本人に対して、こういう場合には補償を請求することができるといふふうに伝える、もちろん本人に、これはその弁護人も同じであります、が、伝えまして補償の申し出をする機会を与える、また、直接上司に対して、今おっしゃったような御懸念から、これについては当然補償すべきである、こういうふうな申し出があれは、上司において御自身なり、あるいは適当な者を指名して、その調査を進めることになっておりますので、こう

いうことが厳格にうまくいけば、当然に御懸念のような点は、相当程度払拭されるのではないかと、こういうふうな考えられます。

○岡田崇司君 どうも私はそれでは当然にやらぬと思ひますよ。というのはこれは検事さんというのとはなかなか誘導尋問がうまい。やらぬと言つてもちゃんとやつておる。そうすると、調書ができる、それにはたいがい検事さんがうまく持つていつてゐるから、なかなか、よほど被疑者の方がしつかりした人でないと、たいがい書面の上には検事さんの思うつぼのことゝが書かれるといふことも相当多い。そうしてみると、起訴には至らないけれども、一応これは嫌疑があったといふことは、かなり検事さんの誘導尋問でできるんだな、そういう場合はどうなんでしょう。

○説明員(高橋勝好君) 補償規程の第二条に、補償の要件として「検察官は、被疑者として抑留又は拘禁を受けた者につき、公訴を提起しない処分がなされた場合において、その者が罪を犯さなかつたことを認めるに十分なる事由があるときは、抑留又は拘禁による補償をすることができ、この場合、この規定によりて罪を犯さなかつたことを認めるに十分なる事由」とある。これは、私たちがこのように考えるわけであり、それは、まず犯罪が成立しないこと、または犯罪が存しないことについて十分の心証が得られるような場合、これを事由としております。すなわち法理的に申しますと、第一は、被疑者の行為が本来犯罪の構成要件に当らないよう

な場合。第二は、被疑者の行為について違法または責任の阻却事由があること。第三は、真犯人の発見、またはアリバイの成立等の場合のように被疑者が犯罪事実と関係のないことが明らかになった場合。それから第四は、以上のほかに、被疑者が罪を犯したとは証明上どうも認めることができないような場合。結局被疑者に対する嫌疑がきわめて薄弱である、こういう場合、この四つの場合を考へておるわけでございます。そういたしますと、今、岡田委員のおっしゃった点は、すなわち第四に該当するかと思ひます。被疑者に対する嫌疑がある程度ある。そのある程度あるといふのは、何か検事の調書のお筆先である程度あるようにでるのじゃないか、こういう御懸念のようには考へられませんが、これはやはり諸般の事情、特に一件記録全体を調査いたしますと、たとえ一つの調書にある程度嫌疑があるように書かれたと仮定いたしまして、他の証拠、傍証証拠、補強証拠、その他それらを裏づけるようなことがなければ、それだけでは嫌疑がきわめて薄い。すなわち補償の対象になる、こういうことになるのじゃないか、こういうふうに思つております。

○岡田崇司君 そうすると、私の言つたような場合は起らないといふことになるんですが、今度そういうような場合について、私こういうことを考へるのです。たとえば検察側の方でこれを引つづけて調べて、さつき言つたように誘導尋問をやつて調書を作ります。それが全然何も出なければ、あるいはほかから犯人が出てきてひっくり返つてしまえば別だけれど

も、そうでなくて、本来はかに犯人があつてそれをしたのだけれども、その人も関係がないけれども怪しいと疑われて、そうしてそういうふうな検事が調書を作る場合も往々にしてある。犯人が出てくれば消えてしまふのだけれども、犯人が出てこない場合には、これは補償も何もあつたものじゃない。そこで本人の方から申し立てて、検事のなにかどうもおかしいといふことになれば別問題だけれども、そうでなかつたら、今度はかの検事さんなり検事正なりがその書類を調べると言ひますけれども、これは仲間でしょう。仲間がもう一人の検事さんのやつたことに対して、あんまり顔をぶすぶすすることばやしませんよ。それを考へると、どうもあんまりあなたの言ふことは当てにならぬと思ふのだがね。

○説明員(高橋勝好君) ただいまの御質問についてお答え申し上げます。検察官が仲間うちだから他人の、ほかの検事のやつたことはあまり悪くはないだらう、あばかないだらう、こういう御懸念、これは部外者にとりましては無理からぬ点があると存じますけれども、この点はおそらく御承知のことと思ひますが、最高検察庁は、もちろん、高等検察庁、あるいは地方検察庁におきまして、本庁から支部に対して常に監査といふのを行なつております。その監査は単に会計事務や何かの監査ではなくて、主として事件の処理についての監査をしておるわけでございます。古い記録、すでに事件の処理が済んでおります記録などを引っぱり出して、克明に、いろいろな観点から調査する、そうしてふに落ちない点があれば、どんどんこれは指摘し、また

悪い点があれば直させる。こういうことをやっておりますので、今度被疑者補償規程が実施されますといふと、おそれる監査の対象の一つとしてこの問題が取り上げられる、こう考へられますので、その辺はいろいろな点から相當のチェックができる。そうして大体期待いたしますような公正な運営が確保されるのではないかと、こういうふうに私たちは期待しているわけなんです。

○岡田崇司君 ところが監査の方は、ちつとたくさんやり過ぎたんじゃないかといふことで、この監査をやる方が多いのじゃないか。どうも法務省の方から、ちつとどうも件数が多いから、大蔵省の方から金も出ない。だからしてもう少しそういう請求はしないようにといふ指導をやるようなことの監査の方が多いのだらうと思ふのだが、どうですか。

○説明員(高橋勝好君) 刑事被疑者として不幸にして抑留または拘禁され、しかもそれは無実であつたといふような者につきましての補償と申しますか、損害賠償と申しますか、それは厚ければ厚いほどいいのでございまして、ただ諸般の事情から予算の制約その他ほかとの関連がございまして、十分なことではないのは、これは単にこの点にのみ限つたことではないと考へるのでございしますが、私たちがもつた率直に申し上げますといふと、相當程度嫌疑があつても、やはり起訴するに足りなかつたという場合には、補償したらいけないのではないかと、もとと簡単に申しますといふと、不起訴処分を受けた者全体について刑事補償をしたらいけないかといふふうな議論

も出るのでございますけれども、しかし、いろいろの兼ね合いもありまして、そういうふうなわけにもいかない。一部には、この被疑者の補償規程をやるよりも、現在参考人として検察庁に出頭しております者に対して旅費、日当の支給をすることになっておりますが、予算の関係でこれがごく一部しかされておらない、そういう現実の方を直視して、むしろそれを先に取り上げるべきだ、予算の裏づけはそちらの方からやっていくべきではないかという意見も相当強いのでございますが、この際、こういうふうな被疑者補償規程は、好ましいことであるから、予算が少くても、まず第一歩を踏み出そう、そうしてその結果を見て、だんだんと手を広げていこうと、こういうふうな考え方でございます。ほんの第一歩を踏み出したと、まあこういうところで一つ御了承をお願いしたいと思います。

○岡田宗司君 私も賛成なんです。それで、つまり私の言うのは、今言ったように、検事の方が自分の面目から、これは犯罪の嫌疑は全然なかったというふうになることは、これは検事の面目からいってもめったにないことなので、そこで、被疑者の方からもう少しこれを要求する強い権利を与えたらどうかということが僕の考え方なんです。まあそれはそれとして、一体これができることによって、検察側の方が無理に人をどんどん引っぱっていくというところが、つまり、嫌疑の薄い者でも、いわゆる見込捜査でもどんどん引っぱっていくというところが、これで幾らかでも阻止できるかどうかということですね。それは一つどういうことになるか。引っぱって見た、そのあと

でもって、どうも何もなかった、しょうがない、まあ補償する。それがたび重なっていけば、どうも検察庁の方はちっと手荒なことをやり過ぎたという印象を与える。だからして検察庁の方にも嫌疑のない者をむやみに引っぱることはできぬということになって、このために検察庁がそういうふうなことをやるのを少しでも阻止できるかどうかという点です。

○説明員(高橋勝好君) ただいまの御尋ねの点は、この補償規程そのものとしては、直接にはその効果をねらってやるわけではございませんが、おっしゃる通り、間接的には相当程度の影響があるのではないかと、こう考えております。

○岡田宗司君 それから、今見ますと、十一・五ないし十二というのがまあ平均だというのは、これの日数ですね。これは全体として幾らか短くなるとかということも結果として起りますか。

○説明員(高橋勝好君) お尋ねの点も、これも間接的にはそういうふうな影響が出てくるのではないかと考えております。と申しますのは、この補償規程は、たとえば、勾留状には窃盗と書いてあるが、実はその捜査は殺人をねらって行われておったのだというふうな場合に、殺人の方は結局白となつた、窃盗の方は嫌疑がある、嫌疑はあるけれども起訴するには当らなかったという場合におきましては、その勾留の大部分は、実は勾留状に書かれておる窃盗ではなくて、殺人について行われております。こういうことがまああるかと存じますけれども、今度はこういう場合につきましてもやはり補償するの

だ、こうしておりますので、勾留状に書いてない罪名についての被疑事実についての捜査などが自然と制約されてくると、こういうふうな考えられますので、結果的には、やはり勾留期間の短縮というふうなことが導かれてくるのではないかと、こう考えております。

○委員長(山本米治君) 他に御発言もなければ、本日はこれをもって散会いたします。

午後零時六分散会

四月六日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、国際海上物品運送法案

国際海上物品運送法案
国際海上物品運送法
(適用範囲)

第一条 この法律は、船舶による物品運送で、船舶積荷又は陸揚港が本邦外にあるものに適用する。

(定義)

第二条 この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

2 この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び船舶者をいう。

3 この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する船舶者及び荷送人をいう。

(運送品に関する注意義務)

第三条 運送人は、自己又はその使用する者が運送品の受取、船積、

積付、運送、保管、荷揚及び引渡につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延滞について、損害賠償の責を負う。

2 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用する者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基くものを除く。)により生じた損害には、適用しない。

第四条 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免れることができない。

2 運送人は、次の事実があつたこと及び運送品に関する損害がその事実により通常生ずべきものであることを証明したときは、前項の規定にかかわらず、前条の責を免れる。ただし、同条の注意が尽されたならばその損害を避けることができたにもかかわらず、その注意が尽されなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

一 海上その他可航水域に特有の危険

二 天災

三 戦争、暴動又は内乱

四 海賊行為その他これに準ずる行為

五 裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分

六 荷送人若しくは運送品の所有者又はその使用する者の行為

七 同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他の争議行為

八 海上における人命若しくは財産の救助行為又はそのためにす

る離路若しくはその他の正当な理由に基く離路

九 運送品の特殊な性質又は隠れた欠陥

十 運送品の荷造又は記号の表示の不完全

十一 起重機その他これに準ずる施設の隠れた欠陥

3 前項の規定は、第九条の規定の適用を妨げない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第五条 運送人は、自己又はその使用する者が発航の当該次の事項につき注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延滞について、損害賠償の責を負う。

一 船舶を航海に堪える状態におくこと。

二 船員を乗組ませ、船舶を機装し、及び需品を補給すること。

三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入、運送及び保存に適する状態におくこと。

2 運送人は、前項の注意が尽されたことを証明しなければ、同項の責を免れることができない。

(船荷証券の交付義務)

第六条 運送人、船長又は運送人の代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならぬ。運送品の船積前において、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載し

た船荷証券（以下「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならぬ。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

（船荷証券の作成）

第七条 船荷証券には、次の事項（受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。）を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならぬ。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人の氏名又は商号

五 荷受人の氏名又は商号

六 運送人の氏名又は商号

七 船舶の名称及び国籍

八 船積港及び船積の年月日

九 陸揚港

十 運送貨

十一 数通の船荷証券を作つたときは、その数

十二 作成及び作成の年月日

2 受取船荷証券の引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代へることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならぬ。

（荷送人の通告）

第八条 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならぬ。

2 前項の規定は、同項の通告が正確でないとき正當な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適當な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号については、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていなくとも、また同様とする。

3 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

（船荷証券の事実記載）

第九条 船荷証券に事実と異なる記載がされた場合には、運送人は、その記載につき注意が尽されたことを証明しなければ、その記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

（準用規定）

第十条 前法第五百七十三條から第五百七十五條まで、第五百八十四條及び第七百七十五條から第七百七十五條までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

（危険物の処分）

第十一条 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。

2 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

3 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知つてゐたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。

4 運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。

（荷受人等の通知義務）

第十二条 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に対しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を發しななければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を發すれば足りる。

2 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。

3 前二項の規定は、運送品の状態が引渡の際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。

4 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人は、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えなければならぬ。

（責任の限度）

第十三条 運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、十万円を限度とする。

2 前項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際運送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

3 前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。

4 第二項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は運送品に関する損害については運送品の価額とみなす。

5 前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

（責任の消滅）

第十四条 運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日（全部滅失の場合には、引き渡されるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。ただし、運送人に悪意があつたときは、この限りでない。

（特約禁止）

第十五条 第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二條から第十五條までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によつて生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2 前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。

この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3 第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4 前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

（特約禁止の特例）

第十六条 前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

第十七条 前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十八条 第十五條第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。

2 前項の運送につき第十五條第一項の特約がなされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同

様とする。

(船舶先取特権)

第十九条 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、船舶者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権と商法第八百四十二条の先取特権とが競合する場合には、同項の先取特権の優先権の順位は、同条第九号の先取特権と同一順位とする。

3 商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(前法の適用等)

第二十條 第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。

2 商法第五百七十六條及び第五百七十八條から第五百八十三條までの規定は、第一条の運送に準用する。

(郵便物の運送)

第二十一条 この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

附則

1 この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラッセルで署名された船舶証券に関する規則の統一のための国際条約が日本国に

ついて効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。

3 この法律の適用については、政令で定める本邦の地域は、当分の間、本邦外にあるものとみなす。

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩赦法の一部を改正する法律案
(高瀬莊太郎君外四名発議)

恩赦法の一部を改正する法律案
恩赦法(昭和二十二年法律第二十

号)の一部を次のように改正する。
第十五条を第十六条とし、第十四

条の次に次の一条を加える。
第十五条 内閣に、恩赦審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、内閣の諮問に應じ、大赦又は政令による減刑若しくは復権の決定をすることの可否及びこれらの恩赦の内容に関する事項を調査審議する。

内閣は、前項に規定する恩赦を決定するには、同項に規定する事項について、審議会に諮問しなければならない。

審議会は、委員七人でこれを組織する。

委員は、左に掲げる者をもつてこれに充てる。

- 一、衆議院議長
- 二、参議院議長
- 三、法務大臣
- 四、最高裁判所長官

- 五、検事総長
- 六、日本学術会議会長
- 七、日本弁護士連合会会長

前項第七号に掲げる委員は、内閣が任命する。

委員は、非常勤とする。

審議会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

前八項に規定するもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。